



共済事業における民法改正の意義とその活用

嶋寺 基

民法改正を契機として

「民法」を120年ぶりに改正する法律案が、2015年に国会に提出されてから、審議入りまでに長く時間がかかり、ようやく本国会で成立する見通しとなっています。

これまで、共済事業に関連する法改正がある度に、各団体においては、変更されたルールに対応するための約款や事業規約の改定、帳票類の変更、実務マニュアルの修正等が行われてきましたが、民法の改正については、少し違う観点からその意義を考える必要があります。

つまり、民法については、条文が抽象的であることもあって、以前から、間違っただけの解釈に基づいて実務が行われている部分が少なからず存在します。そのため、この機会に、ルールが変更されていない部分もあわせて、従来の実務を再点検する必要があると考えられます。

また、近時、最高裁において、民法の基本的な考え方を変更する重要な判例が相次いでいます。昨年だけでも、認知症の高齢者が徘徊して列車と衝突した事故について、家族の監督責任を否定した最高裁判決（最判平成28年3月1日）や、被相続人が有していた預貯金債権について、法定相続分に応じて当然に相続人に分割されるのではなく、遺産分割の対象になるとした最高裁決定（最決平成28年12月19日）が出されており、これらは共済事業にも関係のある重要な判例であるといえます。

このように、民法に関するルールが大きく変わろうとしている今だからこそ、民法を一から正しく理解し、共済事業に活用していくべきであると思います。

共済事業に関わる民法のルール

共済事業は、個々の契約者と共済者との間の「契約」で成り立っています。「制度」という言葉が使われることもありますが、法律的な観点からは、個々の共済契約を集積したものであるといえますので、民法の契約に関するルールがすべて適用されることになります。

そのため、例えば、日常的に生じる共済契約の成立や解除の場面だけでも、以下のようなルールが民法から導かれることになります（これらは現行法でも同様です）。

- ① 共済契約の成立は「申込み」と「承諾」によって成立し、いったん契約が成立した以上、その後申込みを撤回しても共済契約は遡って消滅することにはならない（新法522条参照）。
- ② 共済者が知っているか否かにかかわらず、申込み時に加入者が意思無能力であった場合には、共済契約は無効となり、仮にその後身内が追認しても、無効な共済契約が遡って有効になるわけではない（新法3条の2、同119条参照）。
- ③ 共済者から共済契約を解除する場合は、契約者に対して通知が到達しなければ解除の効力は生じないし、仮に通知が到達しても、その時点で契約者が意思無能力となっていた場合は、解除の効力が生じない（新法97条、同98条の2参照）。
- ④ 契約者が死亡して複数の相続人が共済契約を承継した場合は、その承継した相続人の全員に対して解除の通知をしなければ、解除の効力は生じない（新法544条参照）。

これらの中にも、すでに現在の実務と異なるものがみられるかもしれませんが、今回の法改正において、従来から判例で確立されていた解釈論が条文で明文化されているものもありますので、注意が必要です。

このように、これまで当たり前だと思われていた取扱いの中にも、民法に抵触しているものが潜んでいる可能性がありますので、今回の法改正を1つの契機として、現在の共済実務を見直していくことを検討すべきであると思います。

民法はどのように勉強するか

民法は条文が抽象的であり、確立された判例で解釈が補充されている部分も多いため、共済事業に携わるすべての方が、自分で一から民法を勉強するのは容易なことではありません。

共済団体の方からお話を伺うと、以前はグループで集まって民法の勉強会をしていた団体もあると聞きます。最近では、共済事業に関わる様々な法律の改正が頻繁に行われ、契約者に対する説明義務や共済金の請求勧奨など、以前よりも共済者に課される事務負担が増えていることもあって、一から民法を勉強する機会を設けることは難しくなっているかもしれません。

とはいえ、個々の担当者の努力に期待しているだけでは、このような「難しい」法律の知識を習得し、担当者のスキルアップを実現することは容易ではないように思います。組織的な対応として、民法をはじめとする基本的な法律知識の習得に力を入れ、研修会の実施や研修資料の作成等の取組みを行っていくことが重要であると思います。

民法改正に対応するための検討課題

最後に、今回の法改正の対応として、各共済団体において意識しておくべき点についても言及しておきたいと思います。

民法改正の中で、保険会社とは異なる共済事業に特有の検討課題として考えられるのが、定型約款の開示（新法548条の3）の問題です。新しい民法では、従来の約款や事業規約・事業細則のような定型化された条項の総体を「定型約款」と呼び、契約者から求められた場合には定型約款の内容を開示しなければならないとされています。

保険会社の実務では、契約締結前または締結後に、保険会社から契約者に対して約款を交付していますので、上記の規定に対応して実務を変更する必要はありません。共済団体においては、事業規約や事業細則の内容をわかりやすく提示することに重点を置いてきている団体もありますので、約款の条項そのものを開示することを前提に規約と細則の中身を見直して、契約内容に関するものはわかりやすく規約に入れて開示し、その他の運用ルール等は細則や内規に定めて約款とは区別して扱うなどの検討が必要になります。

今回の民法改正は120年ぶりの大改正であり、今後数十年にわたって、この民法がさらに大幅に改正されることはないと考えられます。今回の改正を機に、特に若手の職員の方には、ぜひ新しい時代の民法を一から習得していただき、その知識を武器にして、自信をもって今後の共済実務に携わっていただくことを、心より期待したいと思います。

（大江橋法律事務所 弁護士・

ニューヨーク州弁護士）